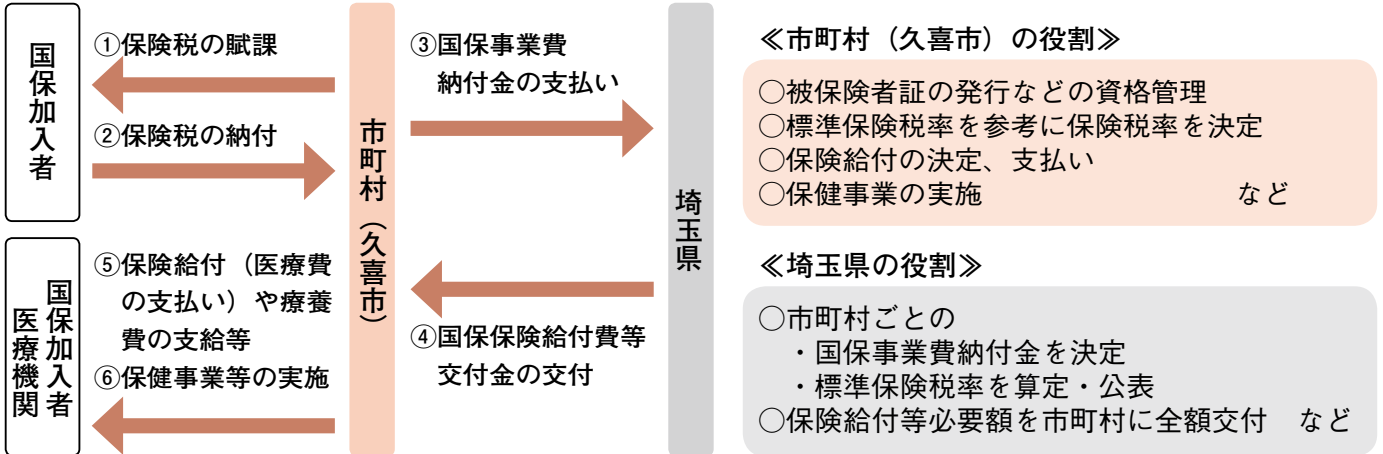


# 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。
- 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や、効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。
- 市町村はこれまでどおり、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。



## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納税（納入）通知書を送付します

国民健康保険税の納税通知書と後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に郵送します。納付書での納付や口座振替（普通徴収）の第1期の納期限は7月31日（月）です。納期限内の納付をお願いします。

問合せ 国民健康保険課係（内線3453）／各総合支所市民課（菖蒲・内線120）／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

### 保険税（料）はコンビニでも納められます

金融機関だけでなく、全国の主なコンビニエンスストアでも、曜日や時間を気にすることなく納付ができます。納付書裏面に記載の店舗を利用してください。

### 注意

納期限を過ぎた場合や納付書にバーコードが印字されていない場合、現金以外（小切手等）で納付する場合など、コンビニエンスストアが利用できない場合は金融機関等で納付してください。

### 年金天引きから口座振替に変更できます

国民健康保険課または各総合支所市民課に次の書類を提出すると、保険税（料）の年金天引きを口座振替に変更できます。

### 必要書類

- ① 金融機関の受領印がある「市税等口座振替依頼書」控えの写し
- ② 特別徴収中止依頼書

※7月31日（月）までに、必要書類を提出すれば、10月から年金天引きを中止することができます。

### 年金天引きおよび口座振替に関する注意

所得税や市・県民税の社会保険料控除は、年金天引きの場合には年金天引きされている方、口座振替の場合は口座名義人の方に適用されます。年金天引きを中止して納付書で納めることはできません。預金残高不足などが続くと再び年金天引きに戻る場合があります。介護保険料および市・県民税の年金天引きを中止することはできません。

### 解雇などによる離職者の国保税を軽減します

勤務先の倒産・解雇などにより離職し、かつ雇用保険を受給している方を対象に、国民健康保険税を軽減します。雇用保険受給資格者証を持参の上、国民健康保険課または各総合支所市民課で手続きを

してください。

### 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方へ

国民健康保険税を口座振替で納めていた方が、後期高齢者医療制度に移行した場合、それまでの口座振替登録情報は、後期高齢者医療保険料に引き継がれません。後期高齢者医療保険料を口座振替で納付したい場合は、再度「市税等口座振替依頼書」を金融機関等へ提出してください。

### 他の健康保険に加入された方へ

国民健康保険脱退の手続きをしていない場合は、保険税が計算されていますので、速やかに届け出をしてください。

### 必要書類

- ① 新しく取得した保険証
- ② 国民健康保険被保険者証
- ③ 公的機関発行の顔写真付き身分証明書
- ④ 個人番号の確認ができるもの（通知カード・個人番号カード等）